

# 通所リハビリテーション料金表

医療法人社団 白寿会  
介護老人保健施設 青葉の丘

## 1. 介護報酬に係る費用（利用者負担 1 割分・（ ）内金額は利用者負担 2 割分）

平成30年4月1日現在

項 目	金 額	内容のご説明	
①基本額	要介護 1	726円(1,452円)	1日あたりの料金 (6時間以上7時間未満)
	要介護 2	868円(1,735円)	
	要介護 3	1,006円(2,011円)	
	要介護 4	1,171円(2,342円)	
	要介護 5	1,333円(2,666円)	
②加算負担分	入浴介助加算	1回 55円(109円)	1回の料金
	リハマネジメント加算 I	1月 359円(718円)	多職種が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
	リハマネジメント加算 II	1月 925円(1,850円)	開始月から6月以内 リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合
		1月 577円(1,154円)	開始月から6月超 リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合
	リハマネジメント加算 III	1月 1,219円(2,437円)	開始月から6月以内 医師が説明する場合
		1月 871円(1,741円)	開始月から6月超 医師が説明する場合
	短期集中個別リハビリテーション加算	1回 120円(240円)	個別リハビリテーションを集中的に行った場合（退院日から3月以内の期間に行われた場合）
	認知症短期集中リハビリテーション加算 I	1回 262円(523円)	認知症の方に個別リハビリテーションを集中的に行った場合（退院日から3月以内の期間に行われた場合）
	認知症短期集中リハビリテーション加算 II	1月 2,089円(4,178円)	認知症の方に集中的にリハビリテーションを行った場合（退院日から3月以内の期間に行われた場合）
	生活行為向上リハビリテーション加算	1月 2,176円(4,352円)	生活行為の内容の充実を図る為、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合（利用開始日から3月以内の期間に行われた場合）
		1月 1,088円(2,176円)	生活行為の内容の充実を図る為、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合（利用開始日から3月超6月以内の期間に行われた場合）
	生活行為向上リハビリテーション後の継続減算	当該翌月から6月間 所定単位数の15/100減算	生活行為向上リハビリテーション加算算定後通所リハビリを継続利用する場合
	中重度者ケア体制加算	1回 22円(44円)	看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している場合
	重度療養管理加算	1回 109円(218円)	要介護3から5の方に限り、別に厚生労働省の定める手厚い医療が必要な状態とされている方に算定
	社会参加支援加算	1回 13円(26円)	ADLが向上し社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供した場合
	リハビリテーション提供体制加算	1回 13円(26円)	3時間以上4時間未満
		1回 18円(35円)	4時間以上5時間未満
		1回 22円(44円)	5時間以上6時間未満
		1回 27円(53円)	6時間以上7時間未満
		1回 31円(61円)	7時間以上
サービス提供体制強化加算 I 1	1回 20円(39円)	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上	
サービス提供体制強化加算 I 2	1回 13円(26円)	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上	
処遇改善加算（I）	1月 所定単位数の47/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる	
処遇改善加算（II）	1月 所定単位数の34/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる	
処遇改善加算（III）	1月 所定単位数の19/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる	
送迎を行わない場合	片道 ▲52円(▲103円)	事業所が送迎を実施していない場合	
合計ご負担額	(①基本額+②加算額) × ご利用日数		

## 1-2. 介護報酬に係る費用「①基本額（短時間の場合）」（利用者負担 1 割分・（ ）内金額は利用者負担 2 割分）

①基本額 (短時間の場合)	1日あたりの料金（要介護度別）					内容のご説明
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
	358円(716円)	390円(779円)	423円(845円)	454円(908円)	488円(975円)	1時間以上2時間未満
	374円(747円)	433円(866円)	495円(990円)	555円(1,110円)	616円(1,232円)	2時間以上3時間未満
	483円(966円)	566円(1,132円)	649円(1,297円)	754円(1,508円)	859円(1,717円)	3時間以上4時間未満

1-3. 介護予防介護報酬に係る費用（利用者負担1割分・（ ）内金額は利用者負担2割分）

項目	金額		内容のご説明	
①基本額	要支援1	1,863円(3,726円)	1月あたりの料金	
	要支援2	3,934円(7,867円)		
②加算負担分	予防通所リハマネジメント加算	1月 359円(718円)	多職種が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合	
	予防通所リハ 生活行為向上リハビリテーション加算	1月 980円(1,959円)	生活行為の内容の充実を図る為、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合（利用開始日から3月以内の期間に行われた場合）	
		1月 490円(980円)	生活行為の内容の充実を図る為、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合（利用開始日から3月超6月以内の期間に行われた場合）	
	生活行為向上リハビリテーション後の継続減算	当該翌月から6月間	所定単位数の15/100減算	生活行為向上リハビリテーション加算算定後予防通所リハビリを継続利用する場合
	運動器機能向上加算	1月 245円(490円)		運動器の機能向上を目的として個別リハビリを行った場合
	予防通所リハサービス提供体制強化加算I11	1月 79円(157円)		介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上
	予防通所リハサービス提供体制強化加算I12	1月 157円(314円)		介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上
	予防通所リハサービス提供体制強化加算I21	1月 53円(105円)		介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上
	予防通所リハサービス提供体制強化加算I22	1月 105円(209円)		介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上
	予防通所リハ処遇改善加算（I）	1月	所定単位数の47/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる
	予防通所リハ処遇改善加算（II）	1月	所定単位数の34/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる
	予防通所リハ処遇改善加算（III）	1月	所定単位数の19/1000加算	介護職員の処遇改善のための加算。1ヶ月の合計利用単位数により金額は異なる
	合計ご負担額	①基本額+②加算額		× ご利用日数

2. 介護保険給付外サービス「その他の費用」（利用者負担10割分）

項目	金額		内容のご説明
①食費	1日	770円	食材料費等
②日用品費	1日	100円	ご希望の方のみ
③教養娯楽費	1日	100円	ご希望の方のみ
④嗜好品		実費	乳製品等
合計		970円	1日あたりの料金

おむつ代	パンツタイプ	1枚	185円	利用者の希望で提供した場合（持参の場合は無料）
	パッド	1枚	51円	

サービス提供地域	<横浜市青葉区> 鉄町・すすき野・大場町・あざみ野南・美しが丘・美しが丘西・新石川 ・元石川町・荏子田・荏田北・黒須田・みすずが丘・あざみ野・もみの木台・市ヶ尾町の一部 ※1 <川崎市麻生区> 虹ヶ丘 <川崎市宮前区> 水沢・犬蔵・鷺沼・南平台・土橋5～7丁目・菅生3～6丁目
----------	---

※1 提供地域を越える送迎につきましては別途1km単位につき片道100円頂きます。

○キャンセル料

時期	キャンセル料	備考
サービス利用日前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担の100%	